

～ 制度調査部情報～

2007年9月26日 全12頁

セグメント情報開示の 公開草案

制度調査部

鈴木 利光

セグメント情報開示、マネジメント・アプローチの採用へ

【要約】

企業会計基準委員会は、2007年9月4日付にて企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第26号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」を公表した。2007年10月19日までこれらに対するコメントを募集する。

「セグメント情報」とは一般に、売上高（役務収益を含む）、損益、資産その他の財務情報を、事業の区分単位に分別したものをいう。

公開草案では、セグメント情報開示の基本的な考え方として、国際的な会計基準が採用する「マネジメント・アプローチ」を我が国でも採用することを定めている。これにより、従来のセグメント情報の注記事項としての開示方法（ひいてはセグメント情報の特定方法）に大きな変化が生じることとなる。

【目次】

- ・ はじめに (P1)
- ・ 基本原則 (P2)
- ・ セグメント情報開示の基本的な考え方 (P2)
- ・ 適用範囲 (P3)
- ・ セグメント情報の開示 (P5)
- ・ 関連情報の開示 (P9)
- ・ 固定資産の減損損失に関する「報告セグメント」別情報の開示 (P10)
- ・ のれんに関する「報告セグメント」別情報の開示 (P11)
- ・ 適用時期 (P12)

・ はじめに

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、2007年9月4日付にて企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」（以下、「本会計基準案」という）及び企業会計基準適用指針公開草案第26号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、「本適用指針案」という）を公表した。



本会計基準案の目的は、現行の日本基準（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（連結財務諸表規則）、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」他）におけるセグメント情報の開示を見直し、会計基準を見直すことにある。

セグメント情報開示については、2006年3月に開催された国際会計基準審議会（IASB）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第3回会合において「短期プロジェクト」として位置づけられており、ASBJは2007年1月より同年8月まで11回の専門委員会を設け、検討を行ってきた¹。

ASBJは、2007年10月19日まで本会計基準案及び本適用指針案（以下、総称して「本公開草案」という）に対するコメントを募集する。なお、ASBJは、2007年末までに企業会計基準及びその適用指針を最終的に公表する予定である。

本稿では、主として本公開草案の要点を解説するものとする²。

． 基本原則

結論

本公開草案では、セグメント情報、セグメント情報の関連情報（以下「関連情報」という）、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報ならびにのれんに関する報告セグメント別情報（以下、総称して「セグメント情報等」という）の開示の基本原則（以下「基本原則」という）を、「**財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供する**」（本会計基準案第4項）こととしている。

． セグメント情報開示の基本的な考え方

1. 結論

本公開草案では、セグメント情報開示の方法として、**マネジメント・アプローチを採用**することとしている（本会計基準案第48項）。

「マネジメント・アプローチ」とは、「経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とする」（本会計基準案第43項）セグメント情報開示の方法をいう。

2. 結論の背景

国際的な会計基準³と現行の日本基準における、セグメント情報開示の取扱いは以下のとおりである。

¹ 検討の状況（及び検討の背景）については、筆者著「セグメント情報開示の検討状況」を参照されたい。
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/07080101accounting.pdf>)

² 本稿では割愛するが、本適用指針案末尾に開示例が付されている。

³ 本稿では、現在適用されている米国会計基準（SFAS第131号他）に、2009年1月1日以後に開始する会計年度より適用される国際会計基準（IFRS第8号他）の基準を組み合わせるものとする。以下同様。

国際的な会計基準 (1)			現行の日本基準 (2)	
事業セグメント	■ 利益		■ 売上高	
	■ 資産		■ 利益	
	■ 負債		■ 資産	
	■ その他		■ 減価償却費	
関連情報；企業全体の開示	■ 製品及びサービス情報	売上高	■ 資本的支出	
	■ 地域情報	■ 資産	■ 売上高	
	■ 主要顧客情報	売上高	■ 利益	
			■ 資産	
			海外売上高	売上高

(出所) ASBJ 議事要旨を参考に大和総研制度調査部作成

(1) 「事業セグメント」については、マネジメント・アプローチに基づく情報開示、すなわちマネジメントが経営上の意思決定等において用いる数値を開示に用いるため、財務諸表の数値とは異なる可能性のある内部資料的な数値が開示される。

これに対し、「関連情報」は、「事業セグメント」の情報を補完（企業間の比較可能性保持のため）するものと位置づけられているため、GAAP（一般的に公正妥当と認められた会計原則をいう。以下同様）ベースの情報開示⁴が要求される。

(2) 国際的な会計基準と異なりマネジメント・アプローチを採用していないため、GAAP ベースの情報開示が要求される。

本公開草案では、以下の理由から、セグメント情報開示の方法として、マネジメント・アプローチを採用することとしている（本会計基準案第 48 項）。

- 国際的な会計基準とのコンバージェンス
- 以下に記載するマネジメント・アプローチのメリット
 - 財務諸表利用者が経営者と同じ視点で企業経営を見ることが可能となること
 - 内部で利用しているものを開示するため、財務諸表作成者の負担が軽減されること
 - 非財務情報（リスク情報、ガバナンス情報等）との整合性がとりやすいこと⁵

適用範囲

1. 結論

本公開草案は、**すべての企業の連結財務諸表又は個別財務諸表におけるセグメント情報等の開示に適用**する（本会計基準案第 3 項）。

ただし、連結財務諸表でセグメント情報等を開示している場合は、個別財務諸表での開示を要しない（本会計基準案第 3 項）。

⁴ 本稿では、「マネジメント・アプローチに基づかない、財務諸表作成のために採用した会計処理に基づく数値の開示」の意で用いるものとする。以下同様。

⁵ 非財務情報は経営者の意思決定に資するような方法で管理・作成されていると考えられるからである。

(参考) 本公開草案が取り扱う開示の範囲 (英数字は本稿における目次)

セグメント情報等	
■ . セグメント情報	■ 報告セグメントの概要
	■ 報告セグメントの利益又は損失
	■ 報告セグメントの資産
	■ 報告セグメントの負債
	■ 上記 の算出に重要な項目の額
	■ 上記 乃至 の測定方法
	■ 差異調整に関する事項
■ . 関連情報	■ 製品及びサービスに関する情報
	■ 地域に関する情報
	■ 主要な顧客に関する情報
■ . 減損損失 (報告セグメント別)	
■ . のれん (報告セグメント別)	

(出所) 「企業会計基準公開草案第 21 号『セグメント情報等の開示に関する会計基準 (案)』及び企業会計基準適用指針公開草案第 26 号『セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針 (案)』の公表」を参考に大和総研制度調査部作成

上記図表中「セグメント情報」については、マネジメント・アプローチに基づく情報開示、すなわち財務諸表の数値とは異なる可能性のある内部資料的な数値の開示が要求される。

これに対し、「関連情報については、「セグメント情報」の情報を補完 (企業間の財務諸表の比較可能性保持のため) するものと位置づけられているため、GAAP ベースの情報開示が要求される (本会計基準案第 28 項・第 49 項参照)。

また、「減損損失 (報告セグメント別)」及び「のれん (報告セグメント別)」についても、(マネジメント・アプローチに基づき「セグメント情報」の中で開示している場合は格別、) GAAP ベースの情報開示が要求されるものと考えられる。

上記のうち、「セグメント情報」に開示する数値については GAAP ベースによるべきではないかという意見もあるため、ASBJ はその点について特にコメントを募集している⁶。

2. 結論の背景

現行の日本基準においては、セグメント情報の開示は、連結財務諸表の注記情報としてのみ要求されている (連結財務諸表規則第 15 条の 2)。

これに対し、国際的な会計基準においては、個別財務諸表のみを開示する企業に対してもマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報開示を要求している。

本公開草案では、以下の理由から、国際的な会計基準同様、連結財務諸表を作成していない場合には個別財務諸表の注記情報として本会計基準案に基づくセグメント情報開示を求めることとしている (本会計基準案第 51 項参照)。

- 国際的な会計基準とのコンバージェンス
- 経営の多角化の状況を適切に開示するというマネジメント・アプローチ採用の趣旨の一つか

⁶ 「企業会計基準公開草案第 21 号『セグメント情報等の開示に関する会計基準 (案)』及び企業会計基準適用指針公開草案第 26 号『セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針 (案)』の公表」P5 参照

らすると、複数の事業について子会社を設立し運営することと、1つの企業内において事業部ごとに運営することは経済的実質が同一であるといえること

ただし、本公開草案では、財務諸表作成者の負担を考慮して、連結財務諸表でセグメント情報等の開示を行う場合は、国際的な会計基準同様、個別財務諸表での開示を要しないこととしている。

セグメント情報の開示

1. 「事業セグメント」の識別

(1) 結論

本公開草案では、「事業セグメント」を、**企業の構成単位**であり、**以下の要件**（以下「事業セグメント3要件」という）**を全て満たすもの**としている（本会計基準案第6項）。

- 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む。）
- 企業の**最高経営意思決定機関**（1）が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、**その経営成績を定期的に検討するもの**
- 分離した財務情報を入手できるもの

（1）本会計基準案では、「最高経営意思決定機関」について、「企業の事業セグメントに資源を配分しその業績を評価する機能を有する主体のことをいう」（本会計基準案第8項）とし、具体的には、「取締役会、執行役員会議といった会議体である場合や、最高経営責任者（CEO）又は最高執行責任者（COO）といった個人である場合などが考えられる」としている。

(2) 結論の背景

本公開草案では、マネジメント・アプローチを採用したうえで事業セグメント3要件を掲げる国際的な会計基準とのコンバージェンスの見地から、「事業セグメント」を、事業セグメント3要件をすべて満たすものとしている。

2. 「報告セグメント」の決定

(1) 結論

「報告セグメント」とは、「事業セグメント」（又はその集合体）の中から、量的基準（P6 参照）に従って決定した報告すべきセグメントをいう（本会計基準案第9項）。

本公開草案では、「報告セグメント」の決定方法を、以下のとおりとすることとしている（本会計基準案第9項乃至第15項）。

- 「**事業セグメント**」を、**以下の集約基準**（以下「集約基準」という）**に従って集約**する（本会計基準案第10項参照）。
 - 当該「事業セグメント」を集約することが基本原則（P2 . 参照。以下同様）と整合していること
 - 当該「事業セグメント」が類似の経済的特徴を有していること（1）
 - 当該「事業セグメント」の以下のすべての要素が類似していること

- ア 製品及びサービスの内容又は使用目的
- イ 製品及びサービスの製造方法又は製造過程
- ウ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
- エ 製品及びサービスの販売方法
- オ 業種に特有な規制環境（銀行、保険、公益事業等）

(1) 本適用指針案では、「類似の経済的特徴」について、以下のような指針を示している。

「当該要件に該当すると判断するためには、それらの事業セグメントが長期的に類似した業績の動向を示すことが見込まれている必要がある。例えば、長期的な売上総利益率（平均値）が近似することが見込まれる場合がこれに該当する。」（本適用指針案第 9 項）

にしたがって集約した「事業セグメント」のうち、以下の量的基準（以下「量的基準」という）のいずれかを満たすものを「報告セグメント」として開示しなければならない（本会計基準案第 11 項参照）。

- 売上高（「事業セグメント」間の内部売上高又は振替高を含む）がすべての「事業セグメント」の売上高の合計額の 10% 以上であること
- 利益又は損失の絶対値が、以下の 2 つの金額のうちいずれか大きい額の 10% 以上であること
 - ア 利益の生じているすべての「事業セグメント」の利益の合計額の絶対値
 - イ 損失の生じているすべての「事業セグメント」の損失の合計額の絶対値
- その資産がすべての「事業セグメント」の資産の合計額の 10% 以上であること

なお、本公開草案では、「報告セグメント」の外部顧客への売上高の合計額が損益計算書（連結又は個別）の売上高の 75% 未満である場合には、**損益計算書の売上高の 75% が「報告セグメント」に含まれるまで、「報告セグメント」とする「事業セグメント」を追加して認識しなければならない**としている（本会計基準案第 13 項）。

「報告セグメント」の決定方法をフローチャート化すると、以下のとおりとなる。

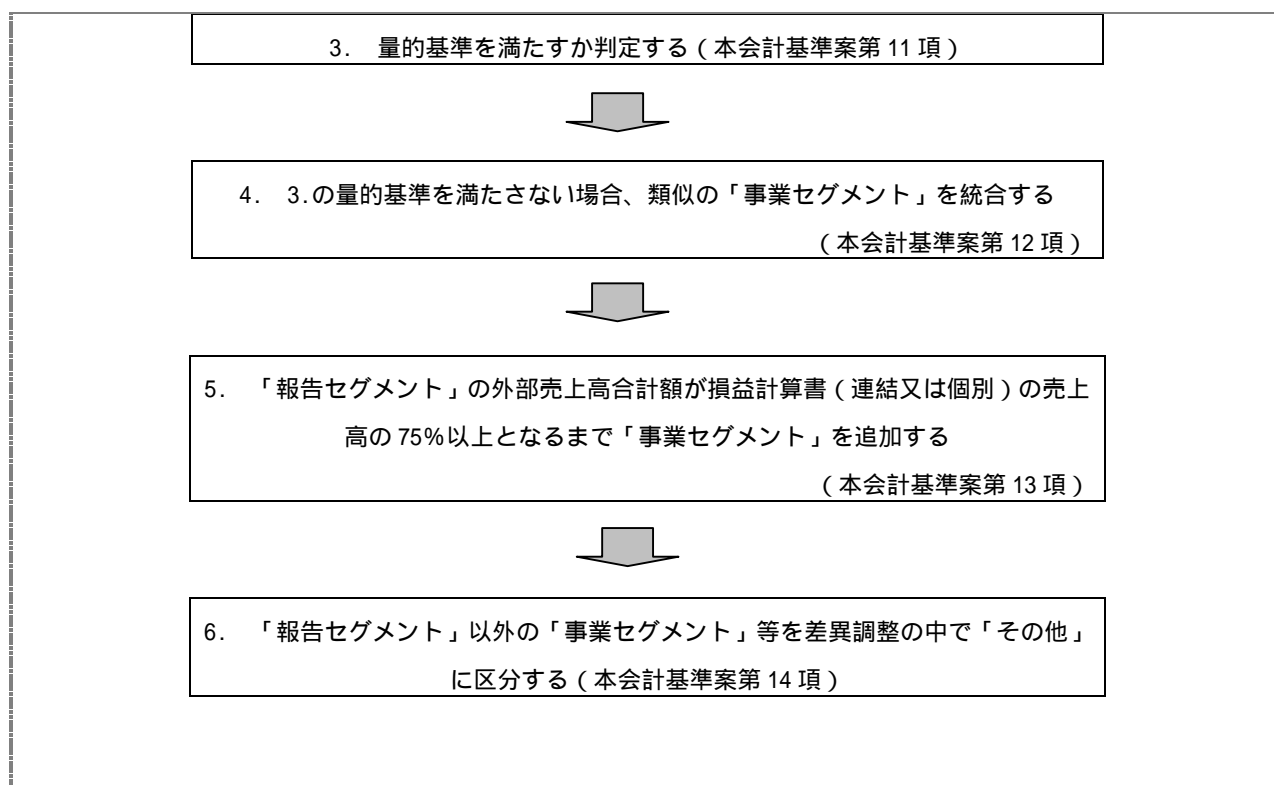
【報告セグメントの決定方法】

1. 「事業セグメント」を識別する（本会計基準案第 6 項・第 7 項）



2. 「事業セグメント」を集約する（本会計基準案第 10 項）





（出所）本適用指針案「開示例」を参考に大和総研制度調査部作成

（2）結論の背景

本公開草案では、以下の理由により集約基準及び量的基準を定める国際的な会計基準とのコンバージェンスの見地から、「報告セグメント」の決定方法として集約基準及び量的基準を定めている（本会計基準案第 61 項乃至第 69 項参照）。

- 確かに、識別されたすべての「事業セグメント」を「報告セグメント」として開示することが、マネジメント・アプローチの趣旨と最も整合的であるとも考えられる。
- しかし、細分化し過ぎた構成単位の情報は財務諸表利用者にとって有用ではない。
- また、財務諸表作成者の負担を考慮すべきである。

また、本公開草案では、以下の理由により、「報告セグメント」の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高に占める割合（以下「カバー率」という）を 75%以上としている（本会計基準案第 67 項参照）。

- カバー率を 75%以上としている国際的な会計基準とのコンバージェンス
- 現行の日本基準のカバー率は 50%以上とされているところ、セグメント分解が不十分であり、投資家・アナリストのニーズに応えられていないこと

3. セグメント情報の開示項目

（1）結論

本公開草案では、セグメント情報の開示項目を以下のとおりとすることとしている（本会計基準案第 16 項乃至第 24 項）。

セグメント情報の開示項目		
(1) 「報告セグメント」の概要		
(2) 「報告セグメント」の利益(又は損失)、資産・負債、その他の重要な項目及びその測定方法		
A 開示必須項目	利益(又は損失)	資産
B 最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が必須となる項目	負債	
C 「報告セグメント」の利益(又は損失)及び資産の額の算定に含まれている場合、あるいは別の方法で最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が求められる項目	a 利益(又は損失)関連項目(1)	b 資産関連項目
	外部顧客への売上高(役員収益を含む)	持分法適用会社への投資額(当年度末残高)
	「事業セグメント」間の内部売上高又は振替高	有形固定資産及び無形固定資産(当年度の投資額)
	減価償却費(のれんを除く無形固定資産の償却費を含む)	
	のれんの償却額及び負ののれんの償却額	
	受取利息又は支払利息	
	持分法投資利益又は持分法投資損失	
	特別利益及び特別損失	
税金費用(法人税等及び法人税等調整額)		
～ に含まれていない重要な非資金損益項目		
(3) 「報告セグメント」の各開示項目の合計額とこれに対応する財務諸表計上額との間の差異調整に関する事項(2)		
「報告セグメント」の売上高(合計額)と損益計算書の売上高		
「報告セグメント」の利益又は損失(合計額)と損益計算書の利益又は損失の額(3)		
「報告セグメント」の資産(合計額)と貸借対照表の資産の額		
「報告セグメント」の負債(合計額)と貸借対照表の負債の額		
その他開示項目に関する、「報告セグメント」の合計額と対応する科目の財務諸表計上額		

(出所) 本会計基準案を参考に大和総研制度調査部作成

(1) 基本原則に照らして開示の必要性が乏しいと考えられる項目については開示を省略することができるものとされている(本会計基準案第20項ただし書き・第21項ただし書き)。

(2) セグメント情報の金額と財務諸表計上額との差異についての情報、セグメント情報開示項目の配分手続が相互に整合しているか等について記載することとされている(本会計基準案第76項)。

(3) 「報告セグメント」の利益又は損失(合計額)は「損益計算書の利益又は損失」の額とは異なる場合がある。その際には「損益計算書の利益又は損失」との差異を注記する。「損益計算書の利益又は損失」としては、以下のうちいずれか適当と判断される科目を用いることとされている(本会計基準案第25項)。

営業損益

経常損益

税金等調整前当期純損益(個別財務諸表の場合は税引前当期純損益)

当期純損益

(2) 結論の背景

本公開草案では、財務諸表利用者が適切にセグメント情報を理解することを可能とするために、上記(1)「『報告セグメント』の概要」、上記(2)「測定情報」ならびに上記(3)「差異調整に関する事項」をセグメント情報の開示項目としている(本会計基準案第70項・第76項参照)。

本公開草案では、マネジメント・アプローチの具現化として、上記(2)A「利益又は損失」、(2)A「資産」ならびに(2)B「負債」(4)をセグメント情報の開示項目としている(本会計基準案第71項乃至第73項参照)。

ただし、財務諸表作成者の負担も考慮し、基本原則に照らして開示の必要性が乏しいと考えられる項目については開示を省略することができるものとしている(本会計基準案第74項参照)。

(4)米国会計基準(SFAS131号)では、多くの場合企業は負債をセグメント別に配分しておらず、また財務諸表利用者にとってもセグメント別負債情報の利用価値は乏しいとして、負債をセグメント情報の開示項目とはしていない。

これに対し、国際会計基準(IFRS第8号)では、セグメント別負債情報の開示はマネジメント・アプローチの趣旨に反するものではないとして、セグメント別負債情報が最高経営意思決定機関に定期的に提供されている場合にはその開示の必要があるとしている。

本公開草案では、国際会計基準と同様の取扱いをすることとしている(本会計基準案第71項・第72項参照)。

・ 関連情報の開示

1. 結論

本公開草案では、「関連情報」を、(セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合は格別、)以下の情報としている(本会計基準案第28項)。

- 製品及びサービスに関する情報**
- 地域に関する情報**
- 主要な顧客に関する情報**

本公開草案では、関連情報の開示につき、**GAAP ベースの情報開示**をしなければならないとしている(本会計基準案第28項)。

本公開草案では、関連情報の具体的な開示項目を以下のとおりとしている(本会計基準案第29項乃至第31項)。

関連情報の開示項目	
製品及びサービスに関する情報	外部顧客への売上高(製品・サービス別)
地域に関する情報	<input type="checkbox"/> 外部顧客への売上高(国内)
	<input type="checkbox"/> 外部顧客への売上高(海外)
	<input type="checkbox"/> 有形固定資産の額(国内)
	<input type="checkbox"/> 有形固定資産の額(海外)
主要な顧客に関する情報	<input type="checkbox"/> 主要顧客がある場合はその旨
	<input type="checkbox"/> 当該顧客の名称又は氏名
	<input type="checkbox"/> 当該顧客への売上高
	<input type="checkbox"/> 当該顧客との取引に関連する主な「報告セグメント」の名称

(出所)本会計基準案を参考に大和総研制度調査部作成

2. 結論の背景

本公開草案では、国際的な会計基準とのコンバージェンスの見地から、「製品及びサービスに関する情報」、「地域に関する情報」(1)ならびに「主要顧客に関する情報」を関連情報としている (P2 参照)。

(1) 専門委員会において、「地域に関する情報」の資産情報の範囲について、米国会計基準 (SFAS131 号) と同様に有形固定資産のみとするか、国際会計基準 (IFRS 第 8 号) と同様に有形固定資産及び無形固定資産とするか、それとも現行の日本基準と同様に資産総額 (固定資産のみならず、流動資産項目も含まれる) とするかの検討がされた。

結論として、本公開草案では、米国会計基準と同様に有形固定資産のみとしている (これに対しては、専門委員会にて「開示の後退」となるのではないかと、という意見も出ている)。

理由は以下のとおりである (本会計基準案第 83 項参照)。

- 確かに、地域に固有のリスクの影響は必ずしも有形固定資産に限られるわけではないとも考えられる。
- しかし、配分される資産の総額を開示するとなると、当該地域に固有のリスクとは無関係の流動資産等を含むことになり、関連情報の趣旨から適当でない。

また、本公開草案では、関連情報はセグメント情報を補完 (企業間の比較可能性保持のため) するものと位置づけているため、GAAP ベースの情報開示を要求している (本会計基準案第 49 項参照)。

固定資産の減損損失に関する「報告セグメント」別情報の開示

1. 結論

本公開草案では、**損益計算書に固定資産の減損損失を計上**している場合には、(セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合は格別、) **「報告セグメント」別の内訳を開示**しなければならないとしている (本会計基準案第 32 項)。

上記開示は、マネジメント・アプローチにより固定資産の減損損失をセグメント情報として識別しなかった場合にも求められるという点で、GAAP ベースの情報開示が求められているものと考えられる。

2. 結論の背景

国際的な会計基準と現行の日本基準における、「報告セグメント」別の減損損失の取扱いは以下のとおりである。

国際会計基準	米国会計基準	現行の日本基準
減損会計の基準（IAS 第 36 号）にて、「報告セグメント」別の減損損失（又は減損損失の戻入）の金額を開示することとしている。	減損会計の基準（SFAS 第 144 号）にて、減損した長期性資産（又は資産グループ）が SFAS 第 131 号に基づき報告されている場合には、当該セグメントを開示することとしている。	「事業の種類別セグメント情報」（P2 参照）について、重要な減損損失を認識した場合には各セグメントへの影響額を開示することとしている（連結財務諸表規則第 63 条の 2・第 15 条の 2 参照）。

（出所）本会計基準案を参考に大和総研制度調査部作成

本公開草案では、以下の理由により、固定資産の減損損失の「報告セグメント」別情報開示を求めるとしている（本会計基準案第 85 項乃至第 87 項参照）。

- 国際的な会計基準とのコンバージェンス
- 確かにマネジメント・アプローチの趣旨からすれば、（最高経営意思決定機関が意思決定の基礎として用いていない場合に）固定資産の減損損失の「報告セグメント」別情報を必須の開示項目とすることは難しいとも考えられる。
- しかし、当該開示情報を必須の開示項目としないことは、現行の基準と比べて「開示の後退」となってしまう。
- また、国際的な会計基準においても、セグメント情報開示の基準ではなく、減損会計の基準において当該開示をすることを規定していることから、マネジメント・アプローチとの関係に拘泥すべきではない。

． のれんに関する「報告セグメント」別情報の開示

1. 結論

本公開草案では、**損益計算書にのれん(又は負ののれん)の償却額を計上**している場合には、（セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合は格別、）のれん(又は負ののれん)の**償却額及び未償却残高について「報告セグメント」別の内訳を開示**しなければならないとしている（本会計基準案第 33 項）。

上記開示は、マネジメント・アプローチによりのれん(又は負ののれん)をセグメント情報として識別しなかった場合にも求められるという点で、GAAP ベースの情報開示が求められているものと考えられる。

2. 結論の背景

国際的な会計基準と現行の日本基準における、「報告セグメント」別ののれん(又は負ののれん)の取扱いは以下のとおりである。

国際会計基準 (IAS 第 36 号)	米国会計基準 (SFAS 第 142 号)	現行の日本基準
減損会計の基準 (IAS 第 36 号) にて、のれんを含む個別資産について減損損失 (又は減損損失の戻入) の認識した場合には、当該資産が属する「報告セグメント」別の情報を開示することとしている。	FAS 第 142 号第 45 項 C「のれんの帳簿価額の変動」において、「報告セグメント」別ののれんの帳簿価額の変動を開示することとしている。	(資産情報の中に含まれるものの、)各セグメントののれんの金額について、個別に開示することは規定されていない。

(出所) 本会計基準案を参考に大和総研制度調査部作成

本公開草案では、当期純損益におけるのれん情報の財務諸表利用者に対する重要性を理由として、のれん (又は負ののれん) の償却額及び未償却残高の「報告セグメント」別情報開示を求めるとしている (本会計基準案第 88 項参照)。

・ 適用時期

結論

本公開草案では、本会計基準 (案) の適用時期を、「平成 22 年度 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する」(本会計基準案第 34 項)としている。

なお、企業間の財務諸表の比較可能性の維持 (1)、及び実務上の観点 (内部統制や四半期財務諸表開示の導入との重複は企業の活動を停滞させかねない)から、早期適用は認めないこととしている。

(1) 作成者側には、早期適用しない企業について情報開示体制の整備が不十分と受け取られることを回避したいとの考えがある。

以上